

日本の成年後見制度改革に向けた提言

—支援付き意思決定（SDM）原則に基づく「意思と選好」への基準転換—

令和 8 年（2026 年）7 月
特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会
河村 舟二

序 本提言の趣旨

2026 年 6 月 17 日、改正民法が成立した。「後見・保佐・補助」の三類型を「補助」へ一本化し、終身制を廃して必要な期間だけ利用できる仕組みへと改める、制度創設以来の大改正である（施行は 2028 年度中の見込み）。この改正議論は、現行の成年後見制度が障害者権利条約（CRPD）に抵触するのではないかという問題意識を出発点として開始された。

改正は、必要最小限の介入という比例原則の水準において明確な前進である。しかし、その羅針盤は「本人の意思と選好」へと明示的に転換されたわけではなく、代行決定のパラダイムの内部にとどまっている。基準の転換と、それを支える手続的担保が欠けている。

本提言は、この欠落を埋めることを目的とする。すなわち、パブリックコメント（2025 年 8 月 締切）を経て成立した改正法を前提に、**施行に向けた政省令・家庭裁判所の運用・実務指針および意思決定支援ガイドラインの整備、ならびに次期改正を対象として、CRPD 第 12 条および一般的意見 1 号が求める支援付き意思決定（supported decision-making: SDM）の原則に即した具体策を提示するものである。**

第 1 現状認識——2026 年改正の到達点と残された欠落

改正の到達点は正当に評価されるべきである。終身制の廃止、補助への一元化、支援範囲の限定化は、いずれも「必要な範囲に限った介入」という CRPD の比例原則の要請に応えるものであり、「一度始まると本人の判断能力が回復しない限り終われない」という現行制度の桎梏を解く。他方で、改正はなお代行決定のパラダイム内部にとどまっている。残された欠落は、次の二点に集約される。

第一に、基準の欠落である。一本化された「補助」も、家庭裁判所が定める範囲で代理権・同意権・取消権を行使する構造を保持しており、その運用を導く規範的な羅針盤が「意思と選好」へ

明示的に転換されていない。民法 858 条の身上配慮義務は本人の意思の尊重を排除しないものの、意思確認の方法・記録・検証といった手続的担保を伴わないため、実務上は後見人等の裁量的判断に委ねられている。

第二に、手続の欠落である。本人の意思を探索する過程を記録し、検証可能とする義務が制度に組み込まれていない。裁量に委ねられた善意は、既存の様式——代行と最善の利益——へと自然に回帰する。

この二つの欠落は、単なる技術的不備ではない。それは、「保護の文化」——本人の意思よりも周囲の善意を優先し、家族や専門職の代行を当然とする社会的態度——が、改正法の内側へ再流入する継ぎ目である。制度の穴を、文化が埋め戻すのである。本提言が手続的担保を重視するのは、この継ぎ目を塞ぐためである。

第 2 基本的立場——支援付き意思決定（SDM）の三原則

提言の前提となる原則を、CRPD 第 12 条および一般的意見 1 号に即して三点に整理する。

原則 1 法的能力の不可侵。法的能力とは、権利を持ち、かつ行使する主体であること自体であり、障害や判断能力の低さを理由に奪うことは許されない。奪うことを許されないのは法的能力であり、支援によって補われるべきものが意思決定能力である。可変なのは、その行使に必要な支援の程度と様式のみである。

原則 2 「意思と選好」の優先。判断の基礎に置かれるべきは、本人の外部にある客観的な「最善の利益（best interests）」ではない。本人の意思と選好（will and preferences）である。両者は判定者を置く位置が異なり、前者は本人を客体化し、後者は本人を主体として扱う。

原則 3 代行から支援へ、剥奪から行使支援へ。第一義とすべきは代行決定ではない。本人が自らの意思を形成・表明できるよう周囲が支援を尽くすことである。代行は廃止ないし限定し、残す場合も、可視化され、期間が定められ、事後の見直しに服する最終手段として位置づけ直す。

第 3 提言

提言 1 判断基準を「最善の利益」から「意思と選好」へ転換する

民法 858 条の身上配慮義務を、「本人の意思及び選好の尊重と実現」を中核とする義務へと格上

げすべきである。代行を要する場面においても、規範とすべきは後見人等が想定する本人の利益ではなく、生活史・選好・行動パターンに基づく「意思と選好の最善の解釈（best interpretation of will and preferences）」である。この転換は、アイルランドの意思決定能力支援法（2015 年制定・2023 年 4 月施行）が「最善の利益」基準を用いず、意思と選好を軸とする段階的支援を定めている点に、実装可能なモデルを見出さう。

提言 2 支援を段階化し、最終手段としての代行を内部から改造する

一本化された「補助」の運用を、意思決定の補助・共同決定・（最終手段としての）代行という段階構造として設計・運用すべきである。各段階は必要最小限に比例し、期間を定め、見直しに服する。そして最終手段たる代行も、前記のとおり「意思と選好」に法的に拘束する。より徹底した参照点として、ペルーの 2018 年立法命令 1384 号は、すべての障害者の完全な法的能力を承認して障害を理由とする後見を廃止し、支援付き意思決定の諸制度に置き換えた。全廃モデルの射程を明示しつつ、当面は「基準の転換＋最終手段の内部改造」を現実的な到達点とする。

提言 3 意思探索プロセスの記録・検証を義務づける

重要な意思決定（医療同意、住まいの変更、財産の重要な処分等）に際しては、絵カード・実物提示・行動観察・生活史分析等の技法を用いた意思探索の過程を診療録・支援記録に明記し、検証可能とする手続を標準的実務として義務づけるべきである。厚生労働省「意思決定支援ガイドライン」が示す技法を、任意の指針から検証可能な手続へと引き上げる。反応が乏しく確度の高い推定が困難な場合であっても、探索を尽くす手続上の義務は免除されない。限界の存在は、代行への回帰ではなく、プロセスの精緻化を要求する。

提言 4 多職種意思決定支援会議と独立した関与者を制度化する

医師・看護師・相談支援専門員・生活支援員・家族・当事者団体等が、本人の生活史・選好・行動に関する情報を持ち寄り、合議で「本人の意思に最も近い選択」を検討する会議を、重要な意思決定の標準手続として位置づけるべきである。あわせて、家族や専門職による代行決定が「善意」の名のもとに無批判に正当化されないよう、本人のための独立した関与者の確保と、定期的な見直しの仕組みを制度に組み込む。

提言 5 施行に向けた政省令・実務指針・ガイドラインへ反映する

改正法は器を用意したにとどまる。2028 年度の施行に向けて策定される政省令、家庭裁判所の

運用、意思決定支援ガイドラインの改定に、**本提言の基準転換（意思と選好）と手続的担保（記録・検証・独立関与者・定期見直し）を明記すべきである**。改正という器に「意思と選好」という中身を注ぐ作業は、施行準備の段階において具体化される。

提言 6 医療・福祉・教育の実務文化を同時に変革する

制度改革のみでは足りない。序列化する眼差し（第一層）を温存したまま制度（第二層）だけを改めても、「保護」に代わる別の排除の回路が形成されうる。**制度と眼差しを同時に問い直すこと**が、CRPD の理念を根づかせる必要条件である。具体的には、医療におけるインフォームド・コンセント実務の再構築、福祉従事者への意思決定支援研修の義務化、施設運営の管理型から本人主体型への転換、教育における意見表明権の日常的保障を、制度改革と並行して進める。

提言 7 「法的能力の不可侵」の明文化を次期改正の課題として設定する

今回の改正が残した根本課題は、民法から「**判断能力の低下 → 法的能力の制限**」という短絡を除去することである。法的能力の不可侵を明文化し、後見的装置を支援取決めへと再編することを、次の改正段階の目標として設定すべきである。この方向は、CRPD 委員会が 2022 年の対日総括所見において示した、代行決定から支援付き意思決定への転換という勧告の方向と整合する。

結 結び

二つの問題——民法の短絡と、「保護」の名による法的能力の否定——は、分離して回避することができない。民法の短絡を切るには、基準の転換（最善の利益から意思と選好へ）が要である。「保護」による否定を断つには、様式の転換（代行から支援へ、剥奪から行使支援へ）が要である。この二つは、同一の転換の表裏である。

2026 年改正は、比例原則の水準でその器を用意した。残された課題は、器に「意思と選好」という中身を注ぎ、手続で担保し、実務文化で下支えすることに尽きる。「**本人の意思が制度上消滅する**」という事態を終わらせることこそが、CRPD の理念を日本社会に根づかせるための第一歩である。以上を提言する。

* 主要参照

- 改正民法（成年後見等関係）（2026 年 6 月 17 日成立、施行 2028 年度中見込み。三類型の「補助」への一本化、終身制の廃止、支援範囲の限定化）。

- ・ United Nations (2006) 障害者権利条約 (CRPD) 第 12 条「法の前にひとしく認められる権利」。
- ・ CRPD 委員会 一般的意見 1 号 (2014) ——代行決定から支援付き意思決定への転換、意思と選好の尊重。
- ・ CRPD 委員会「対日総括所見」(CRPD/C/JPN/CO/1、2022 年 9 月採択) ——代行決定制度の見直し勧告。
- ・ アイルランド 意思決定能力支援法 (Assisted Decision-Making (Capacity) Act 2015、2023 年 4 月施行) ——禁治産制度を廃止、最善の利益基準を用いない段階的支援。
- ・ ペルー 立法命令 1384 号 (2018) ——全障害者の完全な法的能力の承認、後見の廃止、支援付き意思決定制度の導入。
- ・ 厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」。